

第四三回

参第二一号

中高年齢者雇用促進法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 政府等の業務（第三条 第七条）

第三章 雇用義務（第八条 第十二条）

第四章 諮問機関（第十三条）

第五章 雑則（第十四条 第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、中高年齢者である失業者が適当な職業に就くことを促進することによつて、その職業及び生活の安定を図るとともに、これらの者を経済の興隆に寄与させることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「中高年齢者」とは、三十五才以上の者をいう。

2 この法律で「従業員」とは、国、地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社その他これらに類する政令で定める団体（以下「国その他の公的団体」という。）の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員その他政令で定める職員以外のもの及び国その他の公的団体以外の者に常時雇用される労働者をいう。

3 この法律で「中高年齢者雇用割合」とは、各雇用主について、当該事業（国又は地方公共団体にあつては、政令で定める機関とする。）における従業員の総数に対する当該従業員のうちの中高年齢者である従業員の数の割合をいう。

第二章 政府等の業務

（調査）

第三条 政府は、中高年齢者である失業者の就職の促進に資するため、毎年定期的に、中高年齢者の雇用及び失業の状勢その他必要な事項について調査しなければならない。

（雇用促進計画）

第四条 労働大臣は、前条の調査の結果に基づいて、中高年齢者である失業者の円滑な就職を促進するための計画を樹立し、その計画に基づき必要な措置を講じなければならない。

（職業訓練）

第五条 都道府県又は雇用促進事業団は、中高年齢者が申し出たときは、その者に対する公共職業訓練を優先的に行なわなければならない。

(雇用主に対する指導)

第六条 労働大臣は、中高年齢者である労働者の雇用方法を改善し、及び中高年齢者の労働力をその能力に適する職業に就かせることによつて生産の能率を向上させることについて、雇用主を指導することができる。

(調査、研究等)

第七条 労働大臣は、中高年齢者に適当な職業、労働条件及び作業設備その他中高年齢者の職業の安定に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備を行なわなければならない。

第三章 雇用義務

(法定基準)

第八条 次の各号に規定する割合をもつて中高年齢者雇用割合の基準(以下「法定基準」という。)とする。

- 一 国その他の公的団体については、百分の三十から百分の四十までの範囲内で政令で定める割合
- 二 国その他の公的団体以外の雇用主(政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者を除く。)であつて、資本金の額若しくは出資の総額が五千万円をこえる法人又は常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業とするものについては、三十人)をこえる法人若しくは個人であるものについては、百分の二十から百分の三十までの範囲内で政令で定める割合
- 三 前二号に掲げる者以外の雇用主については、百分の十五から百分の二十五までの範囲内で政令で定める割合

(新規雇用義務)

第九条 雇用主(国又は地方公共団体にあつては、政令で定める機関ごとにその任命権者とする。以下同じ。)は、中高年齢者雇用割合が法定基準に達していない場合において、新たに従業員を雇用するに当たつては、その新たに雇用する従業員の総数のうちの中高年齢者の数を、当該総数に、法定基準に百分の十を加えた割合を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)以上にしなければならない。ただし、中高年齢者の求職者がなかつた場合その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(雇用割合の維持義務)

第十条 雇用主は、中高年齢者雇用割合が法定基準以下である場合において、従業員の解雇その他の異動を行なうに当たつては、当該中高年齢者雇用割合を当該解雇その他の異動により低下させてはならない。ただし、従業員の死亡、従業員の責に帰すべき事由又は従業員の都合による離職又は転職その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

第十一条 雇用主は、中高年齢者雇用割合が法定基準をこえている場合において、従業員の新たな雇用又は解雇その他の異動を行なうに当たつては、当該雇用又は当該解雇その

他の異動を行なった後における中高年齢者雇用割合を法定基準より低下させてはならない。ただし、中高年齢者の求職者がなかつた場合又は従業員死亡、従業員に帰すべき事由若しくは従業員の都合による離職若しくは転職その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(雇用に関する国等の計画の作成義務等)

第十二条 第八条第一号の雇用主は、従業員の雇用について、当該機関の中高年齢者雇用割合が法定基準に達していないときは、中高年齢者である従業員の数に法定基準以上となるようにするため、政令の定めるところにより、中高年齢者の雇用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の雇用主は、政令の定めるところにより、同項の計画及びその実施状況を労働大臣(市町村にあつては、都道府県知事。以下次項において同じ。)に通報しなければならない。

3 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した雇用主に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

第四章 諮問機関

(諮問機関)

第十三条 労働大臣は、中高年齢者の雇用の促進に関する重要事項については、あらかじめ、雇用審議会の意見を聞いて決定しなければならない。

2 雇用審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、中高年齢者の雇用の促進に関し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

3 雇用審議会に、政令の定めるところにより、中高年齢者の雇用の促進について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

第五章 雑則

(報告の請求)

第十四条 労働大臣は、必要があると認めるときは、労働省令の定めるところにより、雇用主から、当該中高年齢者雇用割合又は中高年齢者の雇用若しくは離職の状況、賃金その他の労働条件等中高年齢者の職業の安定に関し必要な報告をさせることができる。

(連絡及び協力)

第十五条 職業安定事務所、公共職業安定所その他の職業安定機関及び雇用促進事業団は、中高年齢者の再就職を促進し、その他この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(適用除外)

第十六条 この法律は、防衛庁、警察庁、海上保安庁その他政令で定める国その他の公的団体の機関については、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(職業安定法の改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「身体に障害のある者、」の次に「中高年齢者、」を加える。

(労働省設置法の改正)

第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の二の次に次の二号を加える。

三十八の三 中高年齢者雇用促進法(昭和三十八年法律第 号)に基づいて、中高年齢者の雇用に関する計画の実施について必要な勧告をすること。

三十八の四 中高年齢者を雇用する者から、当該中高年齢者雇用割合又は中高年齢者の雇用若しくは離職の状況、賃金その他の労働条件等中高年齢者の職業の安定に関し必要な報告を求めること。

第十条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 中高年齢者の雇用に関する計画に関すること。

第十八条中「及び身体障害者雇用促進法(これに基づく命令を含む。)」を「、身体障害者雇用促進法(これに基づく命令を含む。)及び中高年齢者雇用促進法」に改める。

(制度の検討義務)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した日において、中高年齢者で安定した職業に就くことができなかつたものが引き続き相当数あるときは、すみやかに、移住資金又は雇用奨励金の支給、宿舍の貸与、職業訓練の拡充その他中高年齢者の職業及び生活の安定を促進するために必要な措置を講ずる法律案を国会に提出しなければならない。

理 由

中高年齢者の雇用の促進を図るため、中高年齢者に対する雇用主の雇用義務、法定基準その他雇用主の行なう中高年齢者の雇用に関して必要な事項を定めるとともに、これらに関する重要な事項を雇用審議会に審議させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。